

河内長野市役所

飲料自動販売機設置事業者募集要領

令和8年3月12日
河内長野市

河内長野市では、飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置を目的とする市有財産（土地の一部）の貸付けの相手方を決定するため、一般競争入札を実施します。

一般競争入札に参加される場合は、この募集要領をよく読み、各記載事項を承知した上でお申し込みください。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

施設名：河内長野市役所本庁舎

所在地：河内長野市原町一丁目1番1号

物件 No.	設置場所	設置台数	貸付面積	最低貸付料 (税抜き・年額)
1	8階談話コーナー	2台	3㎡	62,500円
2	市民広場（バスロータリー）	1台	3㎡	13,900円
3	来客駐車場	1台	3㎡	13,900円

※仕様書設置位置図参照。なお、同施設1階に自動販売機2台を設置しているほか、下記1(2)の貸付期間中に同施設内（敷地内を含む。）に別途設置する可能性があります。

※貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地・転倒防止板を含むものとします。

※貸付物件ごとの入札とし、希望する物件（複数可）に申し込むことができるものとします（応募する物件数は選定には影響しません。）。

(2) 貸付期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（5年間・更新なし）

(3) 用途

自動販売機の設置に限るものとし、仕様及び設置事業者の遵守事項については、別紙「仕様書（自動販売機の仕様及び設置事業者の遵守事項）」のとおりとする。なお、

貸付物件ごとの自動販売機設置の目的等は下記のとおりとする。

物件 No.	設置場所	設置の目的等
1	8階談話コーナー	<p>談話コーナーにおける飲料の提供。 主な利用者：市職員等 一般職員数：545名（R7.10.7現在） ※その他、会計年度任用職員や窓口業務委託事業者等も利用します。</p>
2	市民広場 (バスロータリー)	<p>「楠公さん」大河ドラマ支援型自動販売機の設置。 ※現在のデザインを引用または参考にすること。 ※デザイン及び協議会への支援内容について協議会担当課（産業観光課）と別途協議してください。 【参考】現在の支援内容 売り上げ本数1本あたり1円の支援 ※支援内容については今回の選定には影響しません。</p>
3	来客駐車場	<p>「大阪南部高速道路事業化促進協議会支援型自動販売機」の設置。 ※現在のデザインを引用または参考にすること。 ※デザイン及び協議会への支援内容について協議会担当課（まちデザイン課）と別途協議してください。 【参考】現在の支援内容 売り上げの1%の支援 ※支援内容については今回の選定には影響しません。</p>

(4) 貸付料

年額貸付料は、設置事業者として決定した者の提案貸付料（税抜き）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、年度ごとに当該年度分を本市が発行する納入通知書により納付すること。なお、令和8年度及び令和13年度の貸付料は、貸付料の年額を日割りによって計算した額に、貸付期間の日数を乗じて得た額とする（1円未満の端数切り捨て）。

(5) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な電気料金は、全て設置事業者の負担とし、年度ごとに当該年度分を本市が発行する納入通知書により納付すること。なお、設置する子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とする。

電気料金の額は、次の計算によるものとする。

<p>自動販売機に設置する子メーターの指示値により計測した使用量に 電気料金単価（税込み）（※）を乗じて積算した額 （※）電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む。） ＝施設全体の使用電気料金÷施設全体の電気使用量</p>
--

- (6) 自動販売機の仕様及び設置事業者の遵守事項
別紙仕様書のとおりする。

2 参加資格要件

一般競争入札に参加する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 河内長野市建設工事等指名停止要綱（平成13年河内長野市要綱第51号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年河内長野市要綱第47号）第3条に規定する入札等排除措置要件に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること（更生計画を認可された者は参加可）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること（再生計画を認可された者は参加可）。
- (6) 国税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けていること。
- (8) 官公庁の庁舎・施設において、複数の自動販売機の設置実績があること。

3 参加手続

- (1) 契約担当課

河内長野市 財務資源部 資産管理課 資産管理グループ

住所：〒586-8501

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所4階

電話：0721-53-1111（内線455） FAX：0721-55-1435

メールアドレス：youchikanzai@city.kawachinagano.lg.jp

業務時間：午前9時から午後5時30分まで（土・日・祝休日を除く）

- (2) 募集要領等の配布

令和8年3月12日（木）から令和8年4月9日（木）まで、本市ホームページへの掲載により行う。

- (3) 応募申込書等の提出

ア 提出書類（各1部）

(ア) 応募申込書（様式1）

(イ) 貸付料提案書（様式2）

※応募する貸付物件ごとに封筒に入れ、封筒の表面に貸付物件No.を明記し、
全ての継ぎ目部分に割り印を押すこと。

(ウ) 自動販売機設置実績調書（様式3）

(エ) 販売品目一覧表（様式4。法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許証等の写しを添付すること）

(オ) 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が確認できるもの）

※Catalogに貸付物件No.を明記すること。（複数の物件に同じ機種を使用す

る場合は、カタログ1部に「No.1・No.2」など複数番号の記載可)

- (カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合のみ）
 - (キ) 住民票（個人の場合のみ）
 - (ク) 印鑑登録証明書
 - (ケ) 国税の納税証明書（法人の場合は税務署様式その3の3、個人の場合は税務署様式その3の2）
 - (コ) 市町村民税の完納証明書（完納証明書が発行できない場合のみ、直近1年分の納税証明書）（税目については、法人の場合は法人市町村民税、個人の場合は市町村民税）
 - (ク) 委任状（様式5）（本要領5(3)開封に参加される場合であって、アの代理人に該当する場合のみ、開封当日に持参してください。）
- ※(カ)から(コ)については発行日から3か月以内のもの（原本）とする。なお、(ケ)(コ)については、支店等での申込みの場合は本店・支店等の双方を提出すること。

イ 提出期限

令和8年4月9日（木）午後4時00分 [必着]

ウ 提出場所

前記3(1)に同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）によること。

4 募集要領に関する質疑回答

(1) 質疑受付

令和8年3月19日（木）正午までに限り、電子メール（メールアドレスは前記3(1)に記載）により受け付ける。なお、電子メールの件名は「河内長野市役所 飲料自動販売機設置事業者募集要領に関する質疑」とし、電話連絡により受信確認を行うこと。

(2) 回答方法

前記4(1)の質疑に対する回答は、令和8年3月26日（木）に、本市ホームページに掲載する。

5 貸付料提案書の開封

(1) 日時

令和8年4月10日（金）午前10時00分

(2) 場所

河内長野市役所本庁舎 5階 501会議室
（所在地：大阪府河内長野市原町一丁目1番1号）

(3) 開封への参加

ア 応募者（代理人を含む。）の開封場所への入室は、1者1名とする。

※入室にあたっては、①本人確認書類（運転免許証・パスポート等）を受付で提示してください。また、代理人が開封に参加される場合は、前記①に加え、必ず応募者からの委任状（様式5）を受付に提示してください。なお、開封への参加の有無は、設置予定事業者の決定に一切影響しません。

- イ 応募者以外は、開封場所への立入りはできない。
- ウ 応募者が開封に立ち会わないときは、当該事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。

6 設置予定事業者の決定及び結果の公表

- (1) 応募申込書等の審査を行い、募集要領で示した条件を満たしていると認められる者を設置事業者の選定対象とする。
- (2) 選定対象のうち、各貸付物件に対し、本市が設定する最低貸付料以上の金額で、かつ最も高い金額の提案をした者をそれぞれ設置予定事業者とする。
なお、同一物件に対し最も高い金額の提案をした者が2者以上あるときは、直ちに当該応募者または当該応募者から開封に関する権限を委任された者によるくじ引きを行う。この場合において、当該応募者のうち、開封場所にいない者またはくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に関係のない本市職員がくじを引くこととする。
- (3) 設置予定事業者は、本市と貸付契約の締結をすることにより正式に設置事業者となる。
- (4) 選定結果については、令和8年4月15日（水）に、設置予定事業者の名称及び決定貸付料について本市ホームページに掲載し公表する。

7 設置予定事業者の決定の取り消しまたは設置予定事業者が設置を辞退した場合

- (1) 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき又は著しく社会的信用を損なう行為等により設置予定事業者として相応しくないと本市が判断したときは、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。
- (2) 設置予定事業者としての決定を取り消した場合又は設置予定事業者が契約締結の手続きを行わないもしくは設置予定事業者が自動販売機の設置を辞退した場合は、次順位者（くじにより決定された次順位者又は次に高い貸付料を提案した者）を順に設置予定事業者として決定することができるものとする。

8 契約

- (1) 設置予定事業者決定通知書の送付
設置予定事業者に決定した者には、契約担当課から設置予定事業者決定通知書を送付する。
- (2) 自動販売機デザイン等に関する打ち合わせ
貸付物件 No. 2 及び No. 3 について設置予定事業者に選定された場合は、本要領 1 (3) 記載のとおり、協議会担当課（No. 2 は産業観光課、No. 3 はまちデザイン課）の担当者と自動販売機のデザイン及び協議会への支援内容について協議すること。
- (3) 契約の締結
契約書は別紙（案）のとおりとし、令和8年5月22日（金）までに契約を締結するものとする。なお、契約書は2部作成し、1部に収入印紙を貼付し消印すること。
- (4) 入札保証金
免除する。
- (5) 契約を締結し、設置事業者が決定したときは、設置事業者の名称及び決定貸付料に

ついて本市ホームページに掲載し公表するものとする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 提出書類の記載事項が不明なもの
- (3) 不確定な提案金額の記載があったもの
- (4) 契約までの間において、参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
- (5) 契約手続に応じない者のした入札

10 設置事業者の自己都合による解約

設置事業者の自己都合により契約を解約する場合は、解約を希望する日の6か月前までに書面により申し出ること。なお、この場合において、既納の貸付料は還付しないものとし、設置事業者は、当該物件への自動販売機設置に係る次回公募への参加資格を失うものとする。

11 その他

- (1) 書類作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 市は、設置事業者の決定後、提出された書類について、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

12 スケジュール

本見積合わせの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
募集要領等の配布	令和8年3月12日（木）から 令和8年4月9日（木）まで
質疑受付	令和8年3月19日（木）正午まで
質疑回答	令和8年3月26日（木）
応募申込書等の提出期限	令和8年4月9日（木）午後4時00分 [必着]
貸付料提案書の開封	令和8年4月10日（金）午前10時00分から
設置予定事業者の選定結果の公表	令和8年4月15日（水）
契約締結期限	令和8年5月22日（金）
貸付の開始	令和8年6月1日（月）